

建設業の許可を受け、かつ、営業用 大型ダンプ車両をお持ちの事業者の皆様へ

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」による届出を行っている営業用の大型自動車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象とされることになりましたが、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されていることが必要となります。（※車体には表示番号のみを表示し、「（建）」を表示する必要はありません。）

車検証への記載が必要な事業者の皆様におかれましては、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）に申請・届出が必要になります。

ご不明な点等については各運輸支局等にお問合せ下さい。

なお、手続き別の必要書類及び取扱いは、以下のとおりです。

○新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

○現に使用している営業用ダンプ車に「（建）」を追記する場合

必要書類・・・申請事項変更届出書（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）、車検証、
建設業許可証の写し

取扱い・・・表示番号の変更は行わず、当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、
及び運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、手書きから印字になります。）

○営業用ダンプ車を建設業用に使用しなくなった（営業用ダンプ車の「（建）」を消す）場合

必要書類・・・表示番号指定申請用紙（甲）及び（乙）（（乙）は車両毎）

取扱い・・・表示番号はマル営表記、営業用ダンプ車の車検証備考欄の（建）を二重線で消去し、運輸支局等名小印を押印。（次の継続検査で、（建）が車検証に印字されなくなります。）

※お問い合わせ先

【制度に関すること】

国土交通省自動車局貨物課

トラック事業適正化対策室

TEL：03-5253-8111（内線：41334）

【申請・届出に関すること】

福井運輸支局 輸送・監査担当

TEL：0776-34-1602

番号 00001 A

平成 27 年 7 月 1 日

東京運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日 平成 27 年 7 月 1 日	初度登録年月 平成 27 年 7 月 1 日	自動車の種別 普通	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	車体の形状				
品川 300 さ 1234 車	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日	普通	乗用	自家用	箱型 [001]				
車台番号			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
コクド [999]			4	-	1850 _{kg}	2070 _{kg}				
型式			長さ	幅	高さ	前荷軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
JPD10-1234567			489 _{cm}	181 _{cm}	153 _{cm}	1090 _{kg}			760 _{kg}	
型式			原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号			
ZBA-JPD10			4 JM	56.00	圧縮水素	17960	0002			
所有者の氏名又は名称 国土交通省										
所有者の住所 東京都千代田区千代田 [99999]										
使用者の氏名又は名称 ***										
使用者の住所 ***										
使用の本拠の位置 ***										
有効期間の満了する日 平成 30 年 6 月 30 日										
備考 [品川]、新車登録 自動車重量税 免税 [27年度税制]平成27年度新車登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象 燃料電池車 平成10年騒音規制車 以下余白										

東京 営〇〇〇〇 (建) 小印
手書き+小印

東京 営〇〇〇〇

裏面もご覧下さい